

平成31年度東南アジア県産品販路拡大・海外進出可能性調査業務 企画提案募集要領

平成31年度東南アジア県産品販路拡大・海外進出可能性調査業務（以下「本業務」）という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 案件名 平成31年度東南アジア県産品販路拡大・海外進出可能性調査業務

2 事業目的

本県では、東日本大震災による風評に起因する水産加工品や農産品の輸入規制が、本県がこれまで重点的に海外ビジネスを支援してきた中国、韓国をはじめとする東アジアを中心に継続されており、新たな販路を開拓することが急務と判断されたことから、地方創生関連事業として、平成27年度より「ベトナム宮城県産品マーケティング支援事業」を実施してきたところである。

また、あわせて、平成29年度より「Miyagi Week」と称して、宮城県の鮮魚や水産加工品、和牛などの食材が使用されたメニューを現地で提供する「ベトナム和食レストラン等『Miyagi Week』事業」や、ベトナム国内の有力メディアを宮城県に招聘し宮城県の食文化と観光地の魅力を取材してもらい、ベトナム国内において各メディアに取材内容を頒布及び配信させる「ベトナム宮城県産品発信・インバウンド促進強化事業」等を複合的、有機的に実施することで、本県産品のベトナムでのB to B取引の拡大や、インバウンド促進に向けた事業を、短期的かつ集中的に打ち出してきたところであり、これらの施策により、徐々に成果が見え始めているところである。

一方で、これら一連のベトナム関連事業については、平成31年度までの時限とされているほか、平成29年3月に策定した「みやぎ国際戦略プラン（第4期）」では、将来的に有望市場へと発展することが見込まれる東南アジア地域を中国・香港・韓国・台湾をはじめとした東アジア諸国とともに重点地域として、県内企業の海外販路開拓・拡大の支援を行うこととしていることから、ポストベトナムを見据え、東南アジアに属するエリアを対象として、本県が平成32年度から事業を行うべき国・地域を選定するため、専門の調査会社に当該国・地域の特性、嗜好等を調査するとともに、将来的に、本県産品の市場展開性や製造業の進出可能性を探究することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成31年 9月30日（月）まで

4 平成31年度調査対象国

マレーシア及びミャンマー連邦共和国

5 業務内容

調査対象国における以下の項目に関する調査

(1) マレーシアに係る調査

- ① 宮城県産品（食品）の販売戦略
 - イ 定着市場とされる同国における新たな県産品を紹介する手法
 - ロ 高付加価値商品を受け入れてもらうための手法
 - ハ 常設棚に入り込むための手法
 - ニ 他都道府県の産品及び他国産類似品との差別化
 - ホ その他効果的な広報，宣伝手法
- ② 日本産品（食品）の輸入概況等
 - イ 日本産品の流通状況及び輸入実績
 - ロ 日本産品の輸入及び流通に係る規制，課題等（法令，検疫状況，宗教等を含む。）
- ③ 都市部の小売店における日本産品（食品）の流通，販売状況
 - イ 富裕層及び中間層向けの主要販売店とその特徴
 - ロ 上記販売店における日本産品の陳列状況，販売価格
 - ハ 主要な輸入業者から販売業者までの流通体系及び具体的事業者名称
 - ニ 上記輸入業者等における日本産品の取扱状況
- ④ 都市部の高級ホテル及びレストランにおける日本産品（食品）の使用状況
 - イ 高級ホテル及びレストランにおける日本産品の使用状況
 - ロ 主要な輸入業者からホテル，レストランまでの流通体系及び具体的事業者名称
- ⑤ 日本産品（食品）の輸出可能性
 - イ 現地で有望な日本産品
 - ロ 日本産品の競争優位性
 - ハ 消費者の志向及びそのトレンド
- ⑥ その他日本産品（食品）に関する事項
 - イ 残留農薬基準及び同国独自の使用禁止原材料等
 - ロ 表示価格
 - ハ 食品ラベル表示に関する法律・規格
 - ニ 商取引の習慣
 - ホ 輸入・販売に関する規制，税代金決済の習慣
 - ヘ 輸出を想定したシミュレーション輸送日数，輸送コスト等の把握
- ⑦ 製造業の輸出・進出可能性
 - イ 現地で有望な日本製工業製品等
 - ロ 日本製工業製品の競争優位性
 - ハ 現地物流環境，工業製品等の流通に係る規制，課題等
 - ニ 商談会や展示会の開催状況
 - ホ 日本からの進出企業に対する現地政府等の支援制度
 - ヘ 宮城県内中小企業の進出可能性
 - ト 現地固有の商習慣等

(2) ミャンマー連邦共和国に係る調査

- ① 宮城県産品（食品）の販売戦略
 - イ 有望・開拓市場とされる同国における県産品のアプローチ手法
 - ロ 基本的な日本に関する情報提供手法
 - ハ 「宮城」を基礎から売り込むための手法
 - ニ 輸出障壁及び各国特有の輸出実務
 - ホ その他効果的な広報，宣伝手法
- ②～⑦は上記5（1）②～⑦のマレーシアの調査項目と共通

第2 応募資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての項目に未納がない者。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の規定）の規定に該当する者でないこと。
- 3 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 本事業の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。

第3 スケジュール（予定を含む。）

| | | |
|------------------------|-------|----------|
| 1 企画提案募集開始 | 平成31年 | 4月10日（水） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 平成31年 | 4月23日（火） |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 平成31年 | 4月26日（金） |
| 4 企画提案への参加申込期限 | 平成31年 | 5月10日（金） |
| 5 企画提案書の提出期限 | 平成31年 | 5月15日（水） |
| 6 企画提案書の選考 | 平成31年 | 5月22日（水） |
| 7 選考結果の通知 | 平成31年 | 5月下旬 |
| 8 契約締結及び業務開始 | 平成31年 | 5月末 |

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切受け付けない。

(1) 受付期限 平成31年 4月23日(火) 午後3時まで(必着)

(2) 受付方法

① 指定様式(様式第1号)により、電子メールにより提出すること。提出に当たっては、電子メールの件名に【平成31年度東南アジア県産品販路拡大・海外進出可能性調査業務質問事項】と記載すること。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

gb@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課 推進第三班)

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成31年 4月26日(金)までに宮城県アジアプロモーション課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合、その旨アジアプロモーション課ホームページに掲載する。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

② 宣誓書(様式第3号) 1部

(2) 提出期限 平成31年 5月10日(金)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日(祝祭日除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、最終日は午後3時必着)、郵送の場合は最終日必着。

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課(宮城県庁行政庁舎14階)

3 企画提案書の提出

(1) 提案内容

① 日本国内、マレーシア及びミャンマー連邦共和国における調査拠点の具体的な場所及びその理由

② 日本国内、マレーシア及びミャンマー連邦共和国における調査拠点で実施する具体的な業務内容

③ 上記、第1募集事項5業務内容の(1)及び(2)の事項を調査する手法及び工程

④ 独自の提案

⑤ 経費の積算基礎

(2) 提出書類及び部数

① 業務計画書(様式第4号)…10部

② 経費積算書(様式第5号)…10部

- ③ 企業又は団体の概要（既存のパンフレット、ホームページ等概要の分かるもの）…
10部
- ④ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等規約に該当するもの。）…1部
- ⑤ 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書又は青色決算申告書の写し）…10部
- ⑥ その他企画提案に関連する書類…10部
事業の一部を再委託する場合は、再委託先についても④～⑧の書類を提出すること。
（海外の提携先等についても同様。ただし、④については類似の証明等、提出が可能な場合のみ。）
- ⑦ 同種・類似業務の受託実績（任意様式）…10部
イ 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
ロ 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(3) 提出期限

平成31年 5月15日（水）

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着。

(5) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課（宮城県庁行政庁舎14階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上、業務委託候補者を選定する。

なお、企画提案者が1者の場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日 平成31年 5月22日（水）

※あくまでも予定であり、変更となる場合がある。

(2) 実施会場 宮城県庁行政庁舎14階 経済商工観光部会議室

(3) 実施方法

① 出席者は1応募者につき3名以内とする。

② 1応募者当たりの持ち時間は20分以内（説明15分、質疑応答5分）とし、県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

④ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(5) 選考結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準・配点等

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 事業の優位性（配点10点）

事業の趣旨に沿った内容となっているか。（10点）

(2) 事業の内容（配点70点）

① 「宮城県産品（食品）の販売戦略」に関する調査の内容が適切かつ充実したものとなっているか。（15点）

② 「日本産品（食品）の輸入概況等」に関する調査の内容が適切かつ充実したものとなっているか。（5点）

③ 「都市部の小売店における日本産品（食品）の流通、販売状況」に関する調査の内容が適切かつ充実したものとなっているか。（10点）

④ 「都市部の高級ホテル及びレストランにおける日本産品（食品）の使用状況」に関する調査の内容が適切かつ充実したものとなっているか。（10点）

⑤ 「日本産品（食品）の輸出可能性」に関する調査の内容が適切かつ充実したものとなっているか。（5点）

⑥ 「その他日本産品（食品）に関する事項」に関する調査の内容が適切かつ充実したものとなっているか。（5点）

⑦ 「製造業の輸出・進出可能性」に関する調査の内容が適切かつ充実したものとなっているか。（15点）

⑧ 効果的な独自提案がなされているか。（5点）

(3) 事業の実行力（配点20点）

① 企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。（10点）

② 過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。（5点）

③ 業務に係る費用は効率的か。（5点）

第7 事業費（委託上限額）

5,422,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第8 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 選考に参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第6号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第9 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

1 受注者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により優先候補者と契約を締結できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は、県と受注者で協議の上作成する。
- (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

3 委託金の支払条件

委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取扱

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替、変更及び取消は認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本事業を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容を当然に実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議のうえ決定し、当該内容について、委託契約書の中に記載するものとする。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等について、逐次県と協議しなければならない。

(7) 応募者が無かった場合、応募者全員が失格した場合又はすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度公募を実施する場合がある。なお、再度公募を実施するに当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。

(8) 本提案募集の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(9) 本事業について、訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。